

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧（平成 29 年度）

	関係人 (勧告年月日)	概要	原状回復額 (万円)
1	住友不動産(株) (平成 29 年 7 月 14 日)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	6,149
2	(株)ニチイ学館 (平成 29 年 9 月 14 日)	教育講座の運営等の事業を営む(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	6,102
3	(株)西日本新聞社 (平成 29 年 12 月 14 日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	6,136
4	エコロシティ(株) (平成 30 年 2 月 1 日)	駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	8,404
5	(株)山野楽器 (平成 30 年 2 月 6 日)	音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、 ① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	3,390